

一管区水路通報第4号

平成29年1月27日

第一管区海上保安本部

第35項	北海道南岸	函館港	潜水訓練
第36項	北海道南岸	恵山岬南南東方	救難訓練
第37項	北海道南岸	内浦湾	魚礁設置作業
第38項	北海道南岸	浦河港西北西方	灯台光達距離変更
第39項	北海道南岸	三石漁港	消波ブロック撤去
第40項	北海道南岸	浦河港東南東方	灯台光達距離変更
第41項	北海道南岸	釧路港南方	照明弾発射訓練
第42項	北海道北岸	網走港	標識灯移設
第43項	北海道北岸	紋別港	海洋調査
第44項	北海道西岸	岩内港	漁具設置作業
第45項	本州北西岸	龍飛埼西南西方	射撃訓練
第46項	本州東岸	尻屋埼東方	射撃訓練

※水路通報の内容については、インターネット及びFAXで入手できます。

インターネットアドレス <http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/tuho/index.html>

FAX 0134-27-6190 (ポーリングサービス)

一管区水路通報や水路図誌に関するお問い合わせは下記へどうぞ。

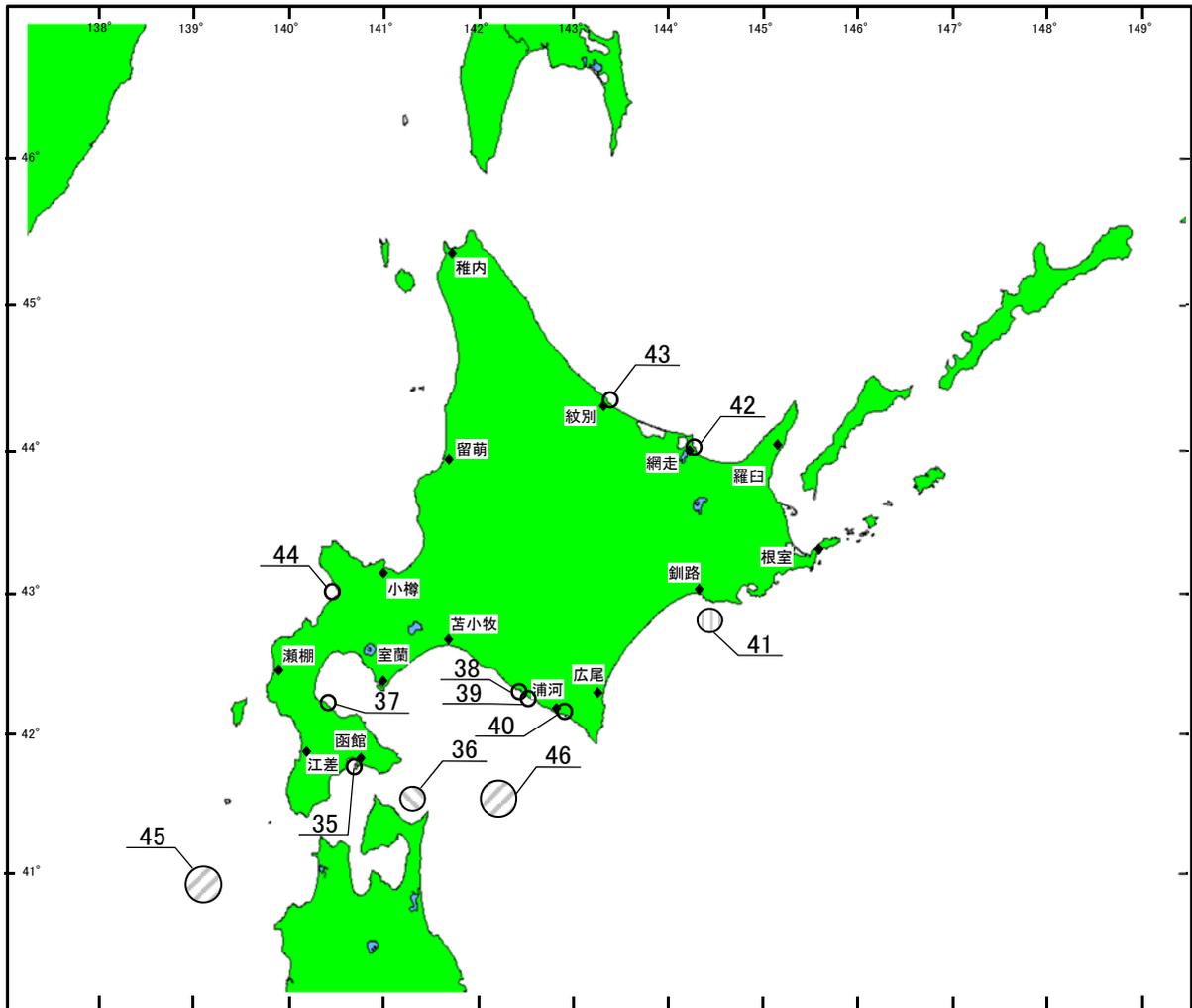
第一管区海上保安本部海洋情報部 監理課 情報係

〒047-8560 小樽市港町5番2号小樽地方合同庁舎(5階)

TEL (0134)27-0118(内線2515) FAX (0134)32-9301

インターネットアドレス <http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/mailform.html>

索引図



事項別索引

訓練・試験関係	-----	35、36、41、45、46
航路標識関係	-----	38、40、42
港湾施設関係	-----	39
海洋調査関係	-----	43
漁業関係	-----	37、44

29年35項 北海道南岸 - 函館港、第1区～第4区及び第6区 潜水訓練

下記位置で、潜水士による潜水訓練が実施される。

期 間 平成29年2月1日～22日、25日～28日 1000～1600
2月23日、24日 1700～2000

位 置 下記8地点付近
(1) 41-47-54N 140-42-49E
(2) 41-47-43N 140-43-06E
(3) 41-47-14N 140-43-26E
(4) 41-47-00N 140-43-22E
(5) 41-46-45N 140-43-24E
(6) 41-46-31N 140-42-37E
(7) 41-46-52N 140-42-18E
(8) 41-46-25N 140-41-53E

備 考 訓練中、国際信号旗「A」旗掲揚
海 図 W 6
出 所 函館港長



29年36項 北海道南岸 - 恵山岬南南東方 救難訓練

下記区域で、航空機及び巡視船による救難訓練が実施される。

期 間 平成29年2月1日（予備日 2月2日）1645～1805

区 域 41-33N 141-18E
を中心とする半径7海里の円内

備 考 航空機からの照明弾投下及び吊上げ救助訓練を実施
海 図 W 1 0 - J P 1 0
出 所 函館航空基地



29年37項 北海道南岸 - 内浦湾、森港北西方 魚礁設置作業

下記区域で、起重機船による魚礁設置作業が実施される。

期 間 平成29年2月1日～3月10日 日出～日没

区 域 下記4地点を結ぶ線により囲まれる区域

- (1) 42-15.3N 140-25.8E
- (2) 42-13.0N 140-29.1E
- (3) 42-11.1N 140-27.7E
- (4) 42-13.7N 140-23.8E

海 図 W 1 7
出 所 函館海上保安部



29年38項 北海道南岸 - 浦河港西北西方 灯台光達距離変更

一管区水路通報28年41号796項削除

春立港南外防波堤灯台は、下記のとおり光達距離が変更された。

位 置 42-16.2N 142-28.9E

光達距離 (変更前) 3海里

(変更後) 5海里

海 図 W 1 0 3 0 - J P 1 0 3 0

参照書誌 4 1 1 0 1 0 6 . 5 番

出 所 第一管区海上保安本部交通部

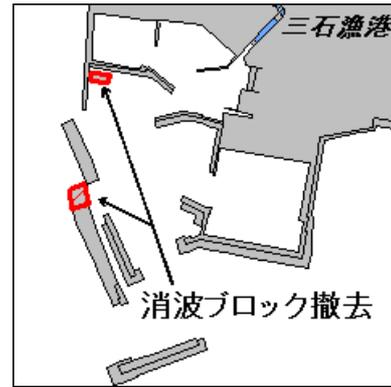


29年39項 北海道南岸 - 三石漁港 消波ブロック撤去

下記区域の消波ブロックは撤去された。

- 区 域 1 下記4地点を結ぶ線により囲まれる区域
- (1) 42-14-56.4N 142-32-54.4E
 - (2) 42-14-55.9N 142-32-54.4E
 - (3) 42-14-56.0N 142-32-52.7E
 - (4) 42-14-56.5N 142-32-52.8E
- 2 下記4地点を結ぶ線により囲まれる区域
- (5) 42-14-48.9N 142-32-52.1E
 - (6) 42-14-47.5N 142-32-52.5E
 - (7) 42-14-47.2N 142-32-51.0E
 - (8) 42-14-48.5N 142-32-50.7E

海 図 W 3 0 (三石漁港)
出 所 第一管区海上保安本部海洋情報部



29年40項 北海道南岸 - 浦河港東南東方 灯台光達距離変更

一管区水路通報28年41号797項削除

鶴苫港南防波堤灯台は、下記のとおり光達距離が変更された。

位 置 42-07.9N 142-52.3E

光達距離 (変更前) 4海里
(変更後) 5海里

海 図 W 1 0 3 0 - J P 1 0 3 0

参照書誌 4 1 1 0 1 1 3 . 5 番
出 所 第一管区海上保安本部交通部



29年41項 北海道南岸 - 釧路港南方 照明弾発射訓練

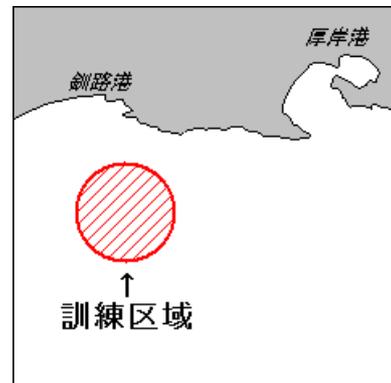
下記区域で、巡視船による照明弾発射訓練が実施される。

期 間 平成29年1月28日 (予備日 1月29日) 1300 ~ 1500

区 域 42-48N 144-22E
を中心とする半径5海里の円内

海 図 W 2 6

出 所 釧路海上保安部



29年42項 北海道北岸 - 網走港 標識灯移設

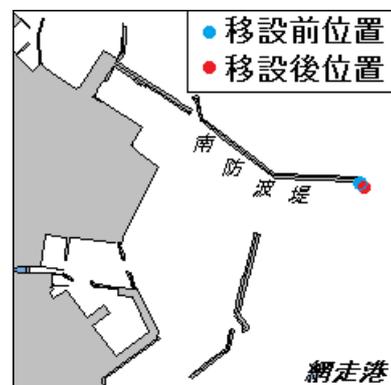
一管区水路通報28年47号896項関連

下記のとおり、黄色標識灯は移設された。

位 置 (移設前) 44-00-55.0N 144-18-12.5E
(移設後) 44-00-55.4N 144-18-13.5E

海 図 W 2 9 (網走港)

出 所 紋別海上保安部



29年43項 北海道北岸 - 紋別港 海洋調査

下記区域で、作業船による海洋調査が実施される。

期 間 平成29年2月9日～15日のうち3日間 日出～日没

区 域 1 下記3地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域

(1) 44-21-06.4N 143-21-55.4E (岸線上)

(2) 44-20-54.0N 143-21-54.4E

(3) 44-20-51.7N 143-21-41.4E (岸線上)

2 下記4地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域

(4) 44-20-22.0N 143-22-17.4E (岸線上)

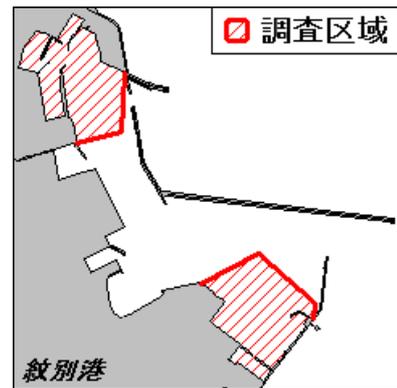
(5) 44-20-28.4N 143-22-34.2E

(6) 44-20-17.8N 143-22-50.8E

(7) 44-20-14.4N 143-22-50.1E (岸線上)

海 図 W 2 9 (紋別港)

出 所 紋別海上保安部



29年44項 北海道西岸 - 岩内港 漁具設置作業等

図に示す区域で、作業船による調査用漁具(刺し網)の設置及び撤去作業が実施される。

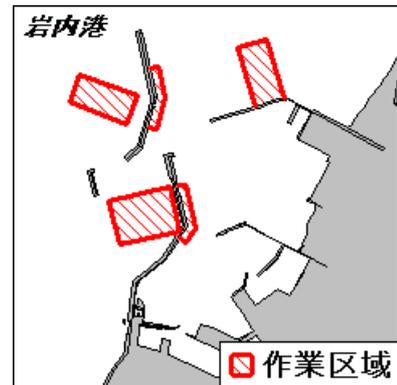
期 間 平成29年1月30日～4月30日のうち10日間

備 考 漁具は長さ約300m×深さ約5m

漁具の位置は赤旗及び灯付浮標3基で標示

海 図 W 3 9 (岩内港)

出 所 小樽海上保安部



29年45項 本州北西岸 - 龍飛埼西南西方 射撃訓練

下記区域で、航空機3機による水上射撃及びフレア発射が実施される。

期 間 平成29年2月16日(予備日 2月17日) 0900～1700

区 域 40-55-09N 139-04-48E

を中心とする半径10海里の円内

海 図 W 4 3

出 所 防衛省海上幕僚監部



29年46項 本州東岸 - 尻屋埼東方 射撃訓練

下記区域で、航空機3機による水上射撃及びフレア発射が実施される。

期 間 平成29年2月16日(予備日 2月17日) 0900～1700

区 域 41-20-10N 142-29-47E

を中心とする半径15海里の円内

海 図 W 4 3

出 所 防衛省海上幕僚監部

